

【資料8】

(主任研修について)

令和2年度に行われた、主任介護支援専門員研修の開催要綱(抜粋)です。令和3年度においては、開催要項が決定次第ご案内いたします。要綱についての変更点含め必ずご確認ください。

「令和2年度沖縄県主任介護支援専門員研修」開催要項【参考】

1. 対象者

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者で、次の(1)から(5)すべての要件を満たしている者

- (1) 原則、沖縄県で介護支援専門員として従事・管理している者、又は従事していた者。
- (2) 専門研修課程Ⅰ及びⅡ(更新研修を兼ねる)の修了者。
※今年度、専門研修課程Ⅱを受講される方において、修了証明書を研修開始の10月21日までに提出できるという見込がある場合は研修前日までにご提出下さい。
- (3) 実践事例を提出することができる。(受講決定通知と併せて案内します。)
- (4) 12日間の研修課程をすべて受講できる。
- (5) 次のいずれかに該当する者。

該当要件	提出書類
1. 実務経験が5年(60ヶ月)以上 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である。地域包括支援センターに介護予防プランナーとして従事した期間も含むこととする。(但し、管理者との兼務は期間として算定可能です。)	・実務経験証明書(様式2又は3)
2. 実務経験が3年(36ヶ月)以上 ケアマネジメントリーダー養成研修(H14~H17年度)を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定するケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である。(但し、管理者との兼務は期間として算定可能です。)	・実務経験証明書(様式2又は3) ・ケアマネジメントリーダー養成研修修了証書の写し、または、日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャー認定証の写し
3. 主任介護支援専門員に準ずるもの 「主任介護支援専門員に準ずる者」として、地域包括支援センターに配置されている者。 「主任介護支援専門員に準ずる者」とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者(「地域包括支援センターの手引き」厚生労働省老健局より引用)。	・実務経験証明書(様式2又は3) ・ケアマネジメントリーダー養成研修修了証書の写し ・地域包括支援センター在籍証明書(様式4)

【主任介護支援専門員とは】

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

介護支援専門員主任研修とは、あくまでも自身のキャリアアップを図った研修となります。

介護支援専門員の「更新研修」とは別に位置し、主任研修をうけたことで、証の更新をすることはできません。ご注意ください。

2. 日程

12日間（70時間）

3. 申込提出書類

※提出書類は、要件により異なりますので、漏れないようにし、提出書類の控え（写し）は必ず手元でも保管してください。

※以前に主任の資格を有しており、現在主任の有効期限の過ぎた方は、提出物が一部免除されます。下記の内容をご確認ください。

【今回初めて主任介護支援専門員研修を受講される方】

◆全員提出

No.	書類・データ	留意事項など
1	受講申込入力フォーム（Googleフォーム）	当協会ホームページ又はQRコードよりアクセスし、必要事項を入力のうえ、「送信」ボタンをクリックしお申込みください。
2	（様式1）申込書	郵送にて提出する。 ※今年度、専門研修課程Ⅱを受講される方において、修了証明書を研修開始の10月21日までに提出できるという見込がある場合は研修前日までにご提出ください。
3	（様式2）実務経験証明書、または （様式3）実務経験証明書（地域包括支援センター勤務分）	
4	介護支援専門員専門研修課程Ⅰの修了証明書の写し	
5	介護支援専門員専門研修課程Ⅱの修了証明書の写し	
6	実践事例（受講決定後）	様式や詳細については、受講決定通知の際に改めて案内いたします。

◆該当者提出

No.	書類・データ	留意事項など
1	ケアマネジメントリーダー養成研修修了証書の写し	郵送にて提出する。
2	日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャー認定証の写し	
3	（様式4）地域包括支援センター在籍証明書	
4	介護支援専門員証の写し	沖縄県以外の都道府県に登録されている場合は、郵送にて提出する。

【主任介護支援専門員証の有効期限が過ぎた方】

No.	書類・データ	留意事項など
1	受講申込入力フォーム（Googleフォーム）	当協会ホームページ又はQRコードよりアクセスし、必要事項を入力のうえ、「送信」ボタンをクリックしお申込みください。
2	（様式1）申込書	郵送にて提出する。
3	主任介護支援専門員の修了証明書の写し	
4	実践事例（受講決定後）	様式や詳細については、受講決定通知の際に改めて案内いたします。

※上記内容は令和2年度の内容となります。今後変更等があるかもしれません。

あくまでも【参考】としてご覧ください。

4. 申込・受講に関するQ&A(よくある質問)

No.	Q&A	内 容
1	Q	パートをしていた「非常勤」の間は算定できますか？
	A	算定できません。常勤専従の期間に限ります。
2	Q	基礎資格（看護師等）との兼務期間は算定できますか？
	A	算定できません。介護支援専門員として常勤専従した期間に限ります。但し、介護支援専門員として勤務する事業所の管理者(事業所の種類には制限はない。)としての兼務期間は算定できます。 ※相談員との兼務は算定不可。 ※介護支援専門員として勤務し、併設する別事業所の管理者としての勤務は算定不可。
3	Q	過去に勤めた事業所が廃業しており、実務経験証明書の取得が困難な場合、どうすればいいですか？
	A	①事業所を運営していた法人にて証明書の作成を依頼してください。 ②①で対応できない場合、もしくは、法人も廃業している場合、申込者が「本人申立書」を申請し、また、雇用されていたことを証明するもの（雇用保険、年金記録等の証明書の写し等）を添付してください。 ※「本人申立書」様式については、「13. 実施主体・問合せ先・受講申込書 送付先」まで E-mail 又は FAX にてご連絡ください。
4	Q	日程の一部について受講できない日があります。来年度、未受講分だけ受講できますか？
	A	できません。全過程を受講できる方が対象です。但し、研修当日にやむを得ない事情により欠席した場合（沖縄県が「やむを得ない事情」と認めた場合）、次年度に限り未受講分を受講することが可能です。その場合は受講延長の申請をし、全課程を修了した時点で修了証書が発行されます。（※やむを得ない事情とは、事故や忌引など。）
5	Q	現在居宅介護支援事業所において管理者をしています。主任の資格を取得しないといけませんか？
	A	「介護保険最新情報」Vol843 において、令和 3 年 3 月 31 日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和 9 年 3 月 31 日まで猶予することとなりました。 《 参照：介護保険最新情報 Vol843 》
6	Q	令和 3 年 4 月 1 日以降に居宅介護支援事業所の管理者となる予定があります。主任介護支援専門員の資格を取得しないといけませんか？
	A	「介護保険最新情報」Vol843 において、令和 3 年 4 月 1 日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとする。となりました。 《 参照：介護保険最新情報 Vol843 》

No.	Q&A	内 容
7	Q	現在、介護支援専門員として従事しておりませんが、主任介護支援専門員研修の申込対象となりますか？
	A	対象となります。ただし、実践事例の提出が必須となるため、以前勤務していた事業所等の許可を得たうえで実践事例のご提出をお願いします。
8	Q	WEB配信研修とのことですが、何を準備すればよいですか。
	A	パソコンをご準備いただき、ZOOM機能を利用したの、ライブ配信研修となります。ネット環境があるのであれば、ご自宅でも、事業所でも受講可能となります。その際、お使いになるパソコン、タブレット又はスマートフォンには、カメラ機能と、音声の機能が付いている事が必須となります。
9	Q	ZOOM機能を利用したことがないので、ちゃんと研修を受講できるか不安です。
	A	事前に各自ZOOMのアプリをダウンロードいただく必要がございます。ダウンロードの方法等、研修を行う前に、マニュアルの提示、もしくはウェブでの操作解説の場を設けたいと思っております。
10	Q	パソコンの環境を整えたいと思っておりますが、自分のパソコンがありません。
	A	WEB配信研修においては、パソコン、タブレット又はスマートフォンは必須となります。今年度中にどうしても資格を取得する必要がある方につきましては、事業所又は知人やレンタルショップ等よりパソコン等をお借りすることもご検討ください。（※レンタル費用は自己負担となります）
11	Q	どうしてもパソコン等の準備ができません。研修は受講できますか。
	A	パソコン等の準備ができない場合は、集合研修を受講することが可能です。ただし、今後の新型コロナウイルスの影響により会場が使用不可となるなど、様々な影響により集合研修が中止となる可能性があること、また感染へのリスクもあるため、可能な限り、パソコン等の環境を整えていただくようご協力をお願い致します。 なお、 <u>集合研修が中止となった場合は、今年度は資格取得ができません。</u> ※集合研修の申込みにあたっては、研修が中止となった場合は資格取得ができなくなることについて、別途「同意書」をいただくことと致します。 ※また、集合研修を希望する人数が少ない場合は、集合研修を開催しない可能性もございます。